

電気設備

(工業電気設備防爆指針 (ガス蒸気爆発 2006))

(平成 24 年 11 月 1 日 ユーザーのための工場防爆設備ガイド)

電気設備は、電気設備に関する技術基準を定める省令（平成 9 年通商産業省令第 52 号第 68 条から第 73 条まで第 75 条並びに第 76 条）によるほか、引火性危険物の蒸気が漏れ、又は滞留するおそれのある場所（以下「危険場所」という。）の電気設備については、次に掲げる危険場所に応じた防爆構造の機器を使用すること。

1 危険場所

- (1) 引火点が 40℃未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所
- (2) 引火点が 40℃以上の危険物であっても、その可燃性液体を当該引火点以上の状態で貯蔵し、又は取り扱う場所
- (3) 可燃性微粉（危険物、非危険物を問わない）が滞留するおそれのある場所

2 危険場所の分類

危険場所は、爆発性ガス（注 1）の濃度によって行うのではなく、あくまで、濃度が爆発限界に達する確率によって行うものであり、爆発性雰囲気（注 2）の存在する時間と頻度に応じて次の 3 つ又は非危険場所のいずれかの区域に分類する。（注 3）

- (1) 特別危険箇所（以下「ゾーン 0」という。）
爆発性雰囲気が通常の状態において、連続して又は長時間にわたって、若しくは頻繁に存在する場所をいう。
【例示】可燃性液体のタンク、容器内の液面上空間部分、開放機器類における可燃性液体の液面付近
- (2) 第 1 類危険箇所（以下「ゾーン 1」という。）
通常の状態において、爆発性雰囲気をしばしば生成する可能性がある場所をいう。
【例示】通常の運転、操作による製品の取り出し、ふたの開閉などによって爆発性ガスを放出する開口部付近
点検又は修理作業のために、爆発性ガスをしばしば放出する開口部付近
屋内又は通風、換気が妨げられる場所で、爆発性ガスが滞留する可能性のある場所

(3) 第2類危険箇所（以下「ゾーン2」という。）

通常の状態において、爆発性雰囲気を生成する可能性が小さく、また生成した場合でも短時間しか持続しない場所をいう。

【例示】 ガスケットの劣化などのために爆発性ガスを漏出する可能性のある場所

誤操作によって爆発性ガスを放出したり、異常反応などのために高温、高圧となって爆発性ガスを漏出したりする可能性のある場所

強制換気装置が故障したとき、爆発性ガスが滞留して爆発性雰囲気を生成する可能性のある場所

ゾーン1の周辺又はゾーン2に隣接する室内で、爆発性雰囲気がまれに侵入する可能性のある場所


(注1) 爆発性ガスとは、空気とある範囲内の比率で混合したとき爆発性雰囲気を形成する可燃性ガス又は引火性液体の蒸気。

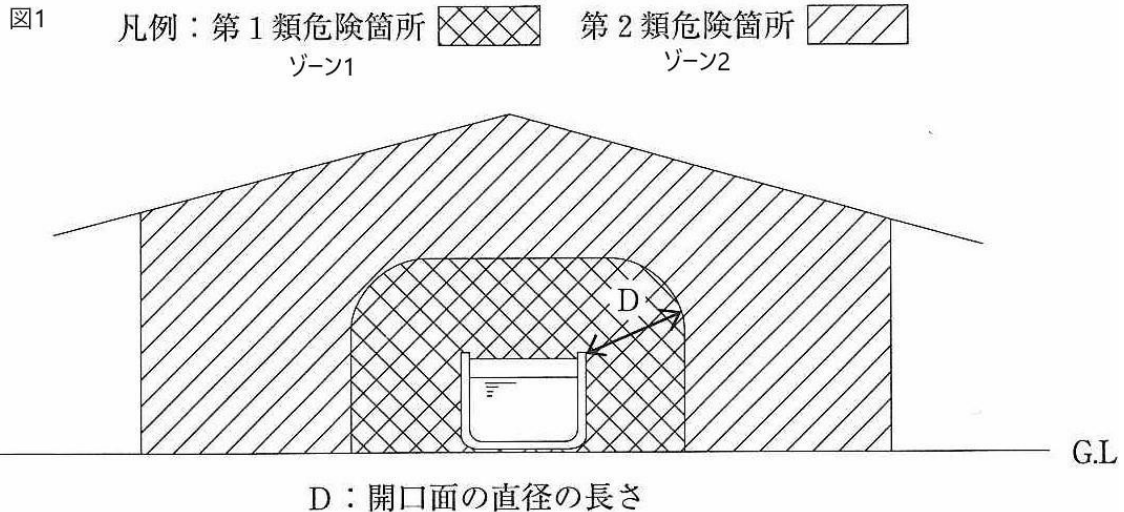
(注2) 爆発性雰囲気とは、通常の状態におけるガス、引火性液体の蒸気又はミストと空気の混合物であって、発火したとき、燃焼が未燃焼部分全体に伝播するような状態にあるもの。

(注3) 「特別危険箇所」、「第一類危険箇所」、「第二類危険箇所」とは、JIS C60079-10（爆発性雰囲気で使用する電気機械器具—第10部：危険区域の分類）に定める「危険度0区域（ゾーン0）」、「危険度1区域（ゾーン1）」及び「危険度2区域（ゾーン2）」に、それぞれ相当する箇所をいうものである。また、旧労働省産業安全研究所が定めた「工場電気設備防爆指針（ガス蒸気爆発1979）における「0種場所」、「1種場所」及び「2種場所」にそれぞれ相当するものであること。（「平成20年9月25日付け基発第0925001号労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行及び電気機械器具防爆構造規格及び昭和四十七年労働省告示第七十七号の一部を改正する告示の適用について」より）

3 危険物を取り扱う部分の危険場所の範囲

(1) 引火性危険物を建築物（当該危険物を取り扱っている部分が壁によって区画されている場合は、当該区画された部分とする。以下同じ。）内において取り扱う場合であって、当該引火性危険物を大気にさらす状態で取り扱う設備（以下「開放設備」という。）にあつては当該設備から蒸気が放出される開口面（開口面が円形以外のものである場合は、当該開口面の長径）に相当する幅（その幅が0.9m未満の場合は、0.9mとす

る。)以上で、また、注入口を有する容器等に詰替えをするもの(以下「詰替設備」という。)にあっては、0.9m以上の幅でそれぞれ開口面又は注入口を包含し、かつ、その覆われた水平投影面積で床まで達する範囲内(図1において  で示す)はゾーン1と、する。ただし、床面付近は、ゾーン0とする。



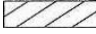
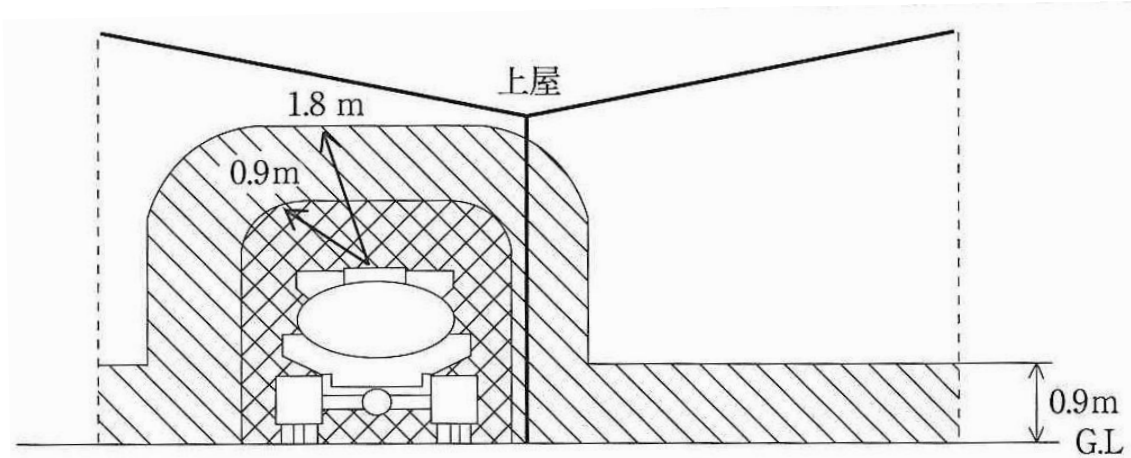
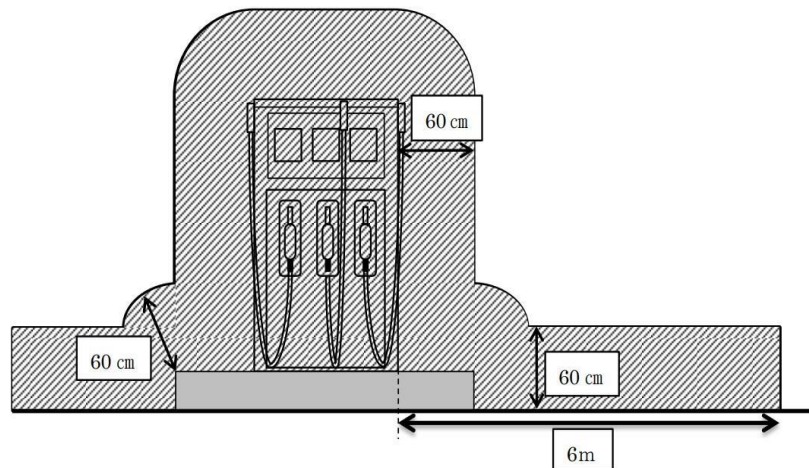
- (2) 貯蔵タンク、取扱いタンク、容器、継手(溶接継手を除く。)を有する配管等その他、密閉された設備を用いて引火性危険物を貯蔵し、又は取り扱う建築物及び(1)で定める範囲以外の建築物の部分(図1において  で示す)は、ゾーン2とする。
- (3) 引火性危険物を取り扱う開放設備で、室内を移動して使用するものにあつては、当該室内の移動範囲に当該開放設備があるものとみなし、(1)及び(2)の例による。
- (4) 上屋を有するローリー充てん所及び詰替設備で、屋外と同程度の換気が行われる場所における電気機械器具の設置については、次によること。(図2)
- ア 引火性危険物を移動タンク貯蔵所に充てんするもの又は容器に詰替えるものにあつては、蒸気が放出される注入口の周囲に0.9mの幅で注入口を包含し、かつ、その覆われた水平投影面で床まで達する範囲内は、ゾーン1とする。
- イ アによる場合であつて、蒸気が放出される注入口の周囲に1.8mの幅で注入口を包囲し、かつ、その覆われた水平投影面で床まで達する範囲及び床面から0.9mの範囲内で上屋の水平投影面までの範囲でアに示す範囲を除いた部分は、ゾーン2とする。

図2 上屋を有するローリー積場



- (5) 屋外において、貯蔵タンク、取扱いタンク、容器、継手（溶接継手を除く。）を有する配管等その他密閉された設備を用いて引火性危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合の、当該設備に接して設ける場所は、ゾーン2とする。
- (6) 引火性危険物の屋外タンク貯蔵所の防油堤で、かつ、防油堤の高さより下部に設ける場合は、ゾーン2とする。
- (7) 引火性危険物を貯蔵し、又は取り扱う地下タンクのマンホール内に設ける場合は、ゾーン1とする。
- (8) (1)から(7)までにかかわらず、図3から図9までの図の斜線部分又は懸垂式固定給油設備のポンプ室内は、ゾーン2とする。

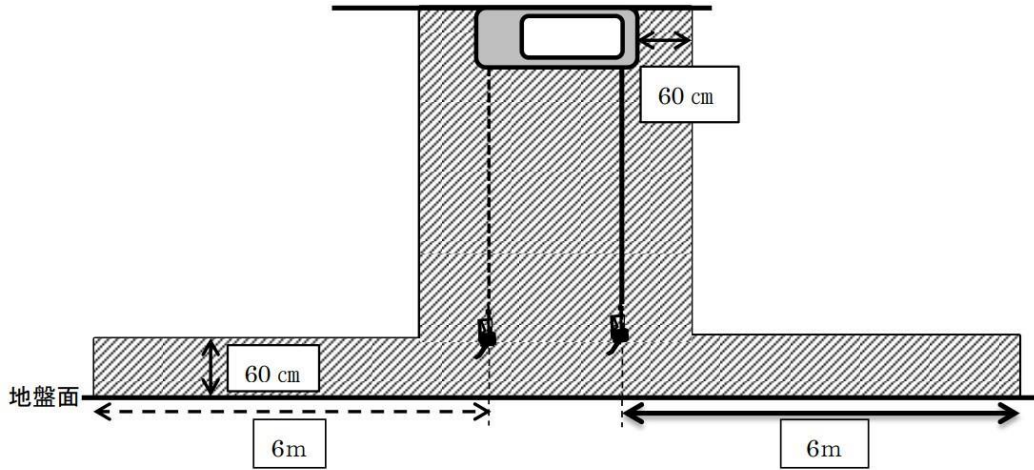


※斜線部分は可燃性蒸気滞留範囲

図3 固定給油設備（エアギャップがない場合）の周囲の可燃性蒸気滞留範囲

(平成 24 年 3 月 16 日消防危第 77 号)

※平成 24 年 3 月 16 日以前に設置されている電気設備にあつては、従前のとおり可燃性蒸気の滞留範囲をホース全長+1メートルの範囲とする。



※斜線部分は可燃性蒸気滞留範囲

図4 懸垂式の固定給油設備の周囲の可燃性蒸気滞留範囲

(平成 24 年 3 月 16 日消防危第 77 号)

※平成 24 年 3 月 16 日以前に設置されている電気設備にあつては、従前のとおり可燃性蒸気の滞留範囲をホース全長+1メートルの範囲とする。

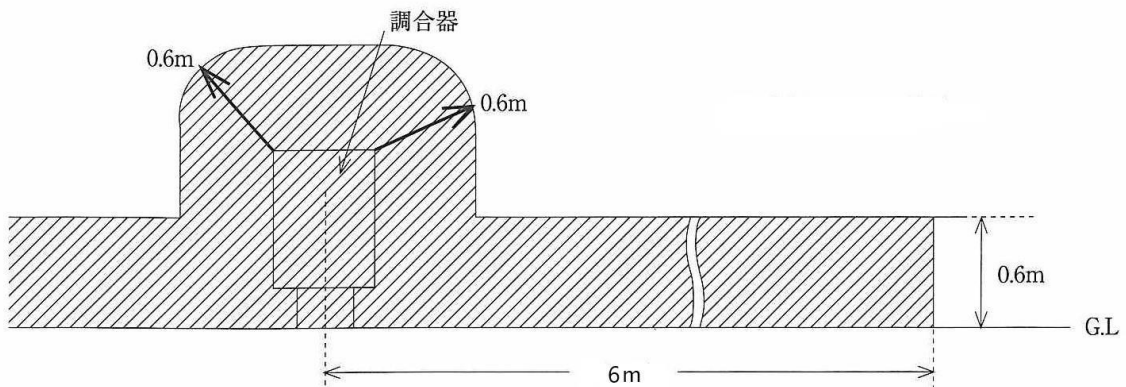
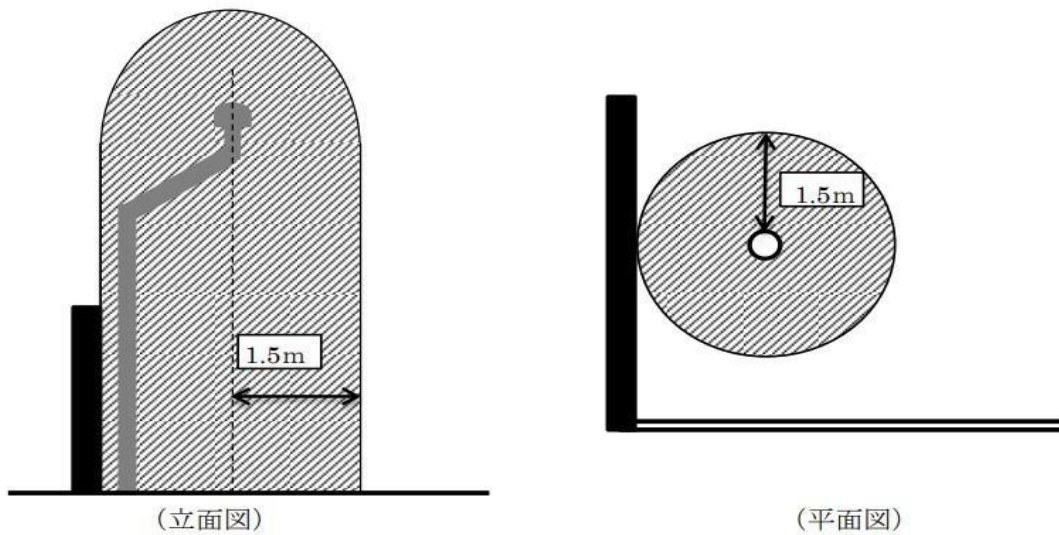
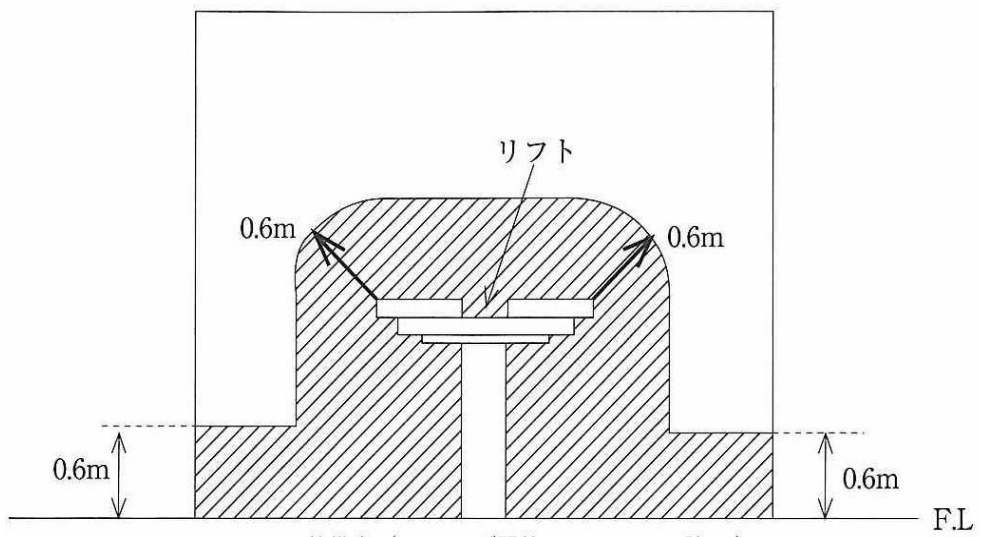


図5 混合調合器の周囲の可燃性蒸気滞留範囲

(平成 24 年 3 月 16 日消防危第 77 号)

※平成 24 年 3 月 16 日以前に設置されている電気設備にあつては、従前のとおり可燃性蒸気の滞留範囲をホース全長+1メートルの範囲とする。



※斜線部分は可燃性蒸気滞留範囲

図7 通気管の周囲の可燃性蒸気滞留範囲

(平成 24 年 3 月 16 日消防危第 77 号)

図 8 注入口

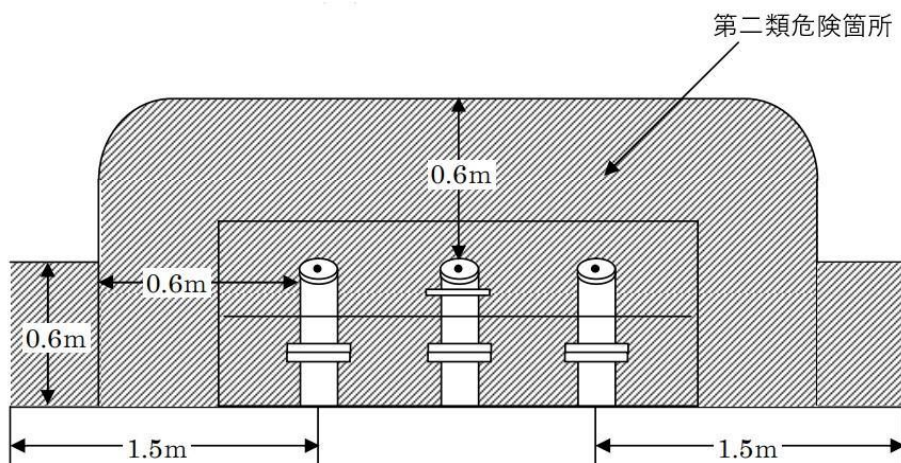
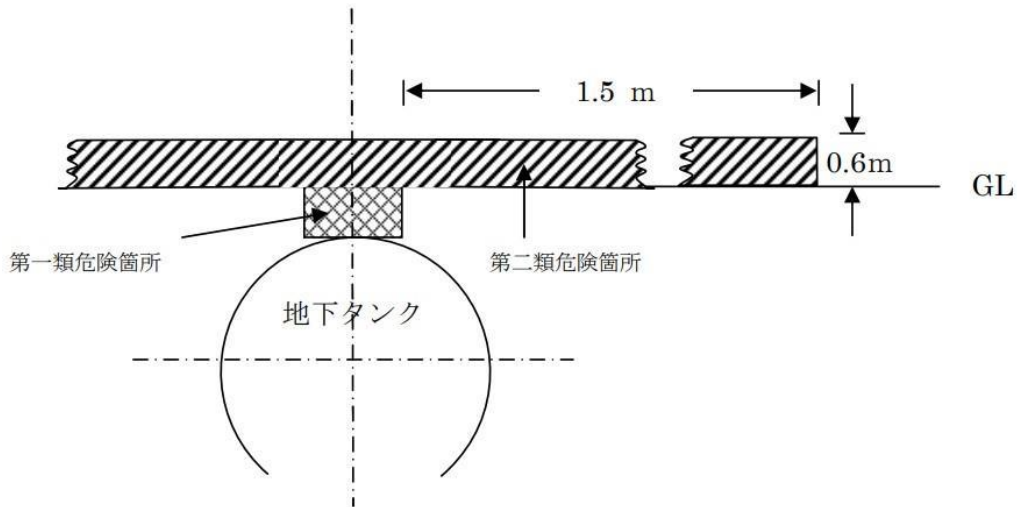


図 9 地下貯蔵タンク



- (注 1) 危険場所が、壁、へい、防火戸その他の方法により引火防止のため有効に遮へいされている場合でこれらによりさえぎられている場所については、危険場所から除外する。
- (注 2) リフト室等、室内に設けるコンセント類は、ねじ込み式とし、設置高さは、床面より 1.2 メートル以上とすること。
- (注 3) 「プラント内における危険区域の精緻な設定方法に関するガイドライン」に基づきリスクを考慮した再評価の結果、第二類危険箇所に当たらないと判断される箇所については、非危険箇所とすることができる。(平成 31 年 4 月 24 日消防危第 84 号)

4 防爆構造の種類

電気機器の防爆構造の種類は次に示すとおりである。

(1) 耐圧防爆構造

全閉構造であって、爆発性ガスが容器の内部に侵入して爆発を生じた場合に、当該容器が爆発圧力に耐え、かつ、爆発による火炎が当該容器の外部のガス又は蒸気に点火しないようにしたものという。

(2) 内圧防爆構造

容器の内部に空気、窒素、炭酸ガス等の保護ガスを送入し、又は封入することにより、当該容器の内部に爆発性ガスが侵入しないようにした構造をいう。

(3) 安全増防爆構造

電気機械器具を構成する部分（電気を通じない部分を除く。）であって、当該電気機械器具が正常に運転され、又は通電されている場合に、

火花もしくはアークを発生せず、又は高温となって点火源となるおそれがないものについて、絶縁性能並びに温度の上昇による危険及び外部からの損傷等に対する安全性を高めた構造をいう。

(4) 油入防爆構造

電気機械器具を構成する部分であって、火花もしくはアークを発生し、又は高温となって点火源となるおそれがあるものを絶縁油の中に収めることにより、爆発性ガスに点火しないようにした構造をいう。

(5) 本質安全防爆構造

電気機械器具を構成する部分の発生する火花、アーク又は熱が、爆発性ガスに点火するおそれがないことが点火試験等により確認された構造をいう。

(6) 樹脂充てん防爆構造

電気機械器具を構成する部分であって、火花もしくはアークを発生し、高温となって点火源となるおそれがあるものを樹脂の中に囲むことにより、爆発性ガスに点火しないようにした構造をいう。

(7) 非点火防爆構造（「タイプ n 防爆構造」ともいう。）

電気機械器具を構成する部分が、火花もしくはアークを発生せず、もしくは高温となって点火源となるおそれがないようにした構造又は火花もしくはアークを発生し、もしくは高温となって点火源となるおそれのある部分を保護することにより、爆発性ガスに点火しないようにした構造（(1)～(6)までに規定する防爆構造を除く。）をいう。

(8) 特殊防爆構造

特殊防爆構造とは、(1)～(7)以外の構造で、爆発性ガスの発火を防止できることが、試験等によって確認された構造をいう。

5 防爆構造の表示等

防爆電気機器とそれを適用する爆発性ガスとの対応について二通りの分類がある。その一つは、「電気機器防爆構造規格（昭和 44 年労働省告示第 16 号）」（以下、「構造規格」という。）によるもの、他の一つは同告示第 5 条の規定に基づき、構造規格に適合するものと同等以上の防爆性能を有することを確認するための基準等（(注 1) 以下、「技術的基準」という。）によるものである。技術的基準による防爆構造は、構造規格だけでは IEC（国際電気標準会議）に列記される危険場所に適合する電気機器の防爆構造の種類に対応できず、国際規格に適合する外国製の電気機器を受け入れることを目的に規定されるものである。

なお、防爆構造等の記号が一括して表示される場合には、次の(1)～(4)の

順序で表示することが定められている。また、技術的基準による防爆構造の電気機械器具のみ、防爆構造のものであることを示す記号“Ex”が表示される。

(注 1) 「電気機械器具防爆構造規格第 5 条の規定に基づき、防爆構造規格に適合するものと同等以上の防爆性能を有することを確認するための基準等について」

(平成 27 年 8 月 31 日付け基発 0831 第 2 号)

(1) 防爆構造の種類
防爆構造の種類を示す記号は、表 1 のとおりである。

表 1 防爆構造の種類を示す記号

防爆構造の種類	記号 (構造規格)	記号 (技術的基準)
耐圧防爆構造	d	d
内圧防爆構造	f	p
安全増防爆構造	e	e
油入防爆構造	o	o
本質安全防爆構造	i a 又は i b	i a 又は i b
樹脂充てん防爆構造	m a 又は m b	s
非点火防爆構造 (タイプ n 防爆構造)	n	s
特殊防爆構造	s	s

備考 1 1つの電気機器の異なる部分に別々の防爆構造が適用されている場合は、その電気機器のそれぞれの部分に、該当する防爆構造の種類が記号で表示される。

備考 2 1つの電気機器に 2 種類以上の防爆構造が適用されている場合は、主体となる防爆構造の種類が初めに表示される。

備考 3 i a、m a は正常時もしくは通電されている状態又は電気機械器具の部品もしくは部分に故障が 2 つ生じた状態を仮定したとき、いずれも爆発性ガスに点火しないことが確認された電気機器に表示される。

備考 4 i b、m b は正常時もしくは通電されている状態又は電気機械器具の部品もしくは部分に故障が 1 つのみ生じた状態を仮定したとき、いずれも爆発性ガスに点火しないことが確認された電気機器に表示される。

(2) 爆発等級又はグループ

電気設備の防爆等級又はグループを示す記号は、表 2 のとおりである。

構造規格による防爆電気機器は、対象とする可燃性ガス又は蒸気をその火炎逸走限界（注 2）の値によって、1、2 及び 3 の 3 段階の爆発等級に分類する。

技術的基準による防爆構造電気機器は、2 グループに分類され、炭坑用をグループ I、工事・事業所用をグループ II としている。耐圧防爆構造及び本質安全防爆構造の電気機器については、対象とする爆発性ガスの火炎逸走限界及び最小点火電流比に基づいて、それぞれグループ II A、II B 又は II C と使用条件により細分される。II C は、最も条件の厳しいものに使用され、II A 及び II B の使用条件にも使用できる。また、II B は、II A の使用条件に置いても使用できる。

（注 2） 火炎逸走限界とは試験器を用いてガス又は蒸気の爆発試験を行った場合に、火炎が外部に逸走するときの当該試験器の接合する面の隙間の最小の間隔をいう。

表 2 爆発等級又はグループを示す記号

防爆構造の種類	記号	
	構造規格による爆発等級	技術的基準によるグループ
耐圧防爆構造	1, 2, 3 (a, b, c, n)	II A, II B, II C
内圧防爆構造		II
安全増防爆構造		II
油入簿爆構造		II
本質安全防爆構造	1, 2, 3 (a, b, c, n)	II A, II B, II C
特殊防爆構造		II

備考 1 爆発等級（又はグループ記号の A, B, C）に関係なく適用される防爆構造の電気機器には、爆発等級の記号（又はグループ記号の中の A, B, C）の表示は、適用する爆発原理によって決められる。

備考 2 爆発等級 3 において、3a は水素又は水素ガスを、3b は二硫化炭素を、3c はアセチレンを対象とし、3n は爆発等級 3 のすべてのガス又は蒸気を対象とすることを示す。

備考 3 特定のガス又は蒸気の爆発性雰囲気だけで使用される防爆電気機器には、爆発等級の記号（又はグループ記号の中の A, B, C）の代わりに当該ガス又は蒸気の名義又は化学式が防爆構造の種類を示す記号の後（又

はグループ記号Ⅱの後)に表示される。

(3) 発火度又は温度等級

電気機器の発火度又は温度等級を示す記号等は構造基準については表 3、技術的基準については表 4 のとおりである。

なお、発火度 (又は温度等級) の記号は、その記号を表示した防爆電気機器が該当及びそれより小さい数字の発火度 (又は温度等級) のガス又は蒸気に対して防爆性が保証されていることを示す。

表 3 発火度を示す記号 (構造規格)

発火点 (°C)	記号	電気機器の許容温度 (°C)
450 を超えるもの	G1	360
300 を超え 450 以下	G2	240
200 を超え 300 以下	G3	160
135 を超え 200 以下	G4	110
100 を超え 135 以下	G5	80

備考 1 電気機器の許容温度は、周囲温度 40°C を含む。

備考 2 特定のガス又は蒸気の爆発性雰囲気中だけで使用される防爆電気機器は、発火度の代わりに当該ガス又は蒸気の名称又は化学式が防爆構造の種類を示す記号の後に表示される。

表 4 温度等級を示す記号 (技術的基準)

電気機器の最高表面温度 (°C)	記号	ガス又は蒸気の発火温度の値 (°C)
450	T1	450 を超えるもの
300	T2	300 を超えるもの
200	T3	200 を超えるもの
135	T4	135 を超えるもの
100	T5	100 を超えるもの
85	T6	85 を超えるもの

備考 1 温度等級の代わりに最高表面温度が表示され、又は最高表面温度の後ろにかっこ書きで温度等級が表示されることがある。このように最高表面

温度が表示された電気機器は、表意された最高表面温度未満の発火温度のガス又は蒸気に適用される。なお、電気機器の最高表面温度は周囲温度 40℃を含む。

備考 2 特定のガス又は蒸気の爆発性雰囲気中だけでは使用される防爆電気機器は、発火度の代わりに当該ガス又は蒸気の名称又は化学式が防爆構造の種類を示すグループ記号 II の後に表示される。

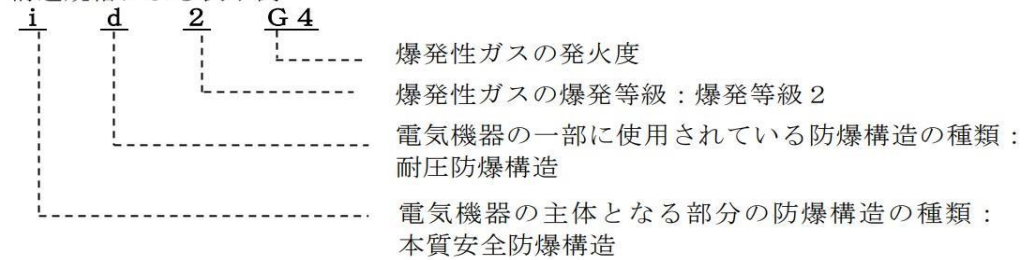
(4) 使用条件がある場合の表示

使用条件がある場合は、構造規格による電気機器では使用条件の要点が、また、技術的基準による電気機器では記号“X”が表示される。

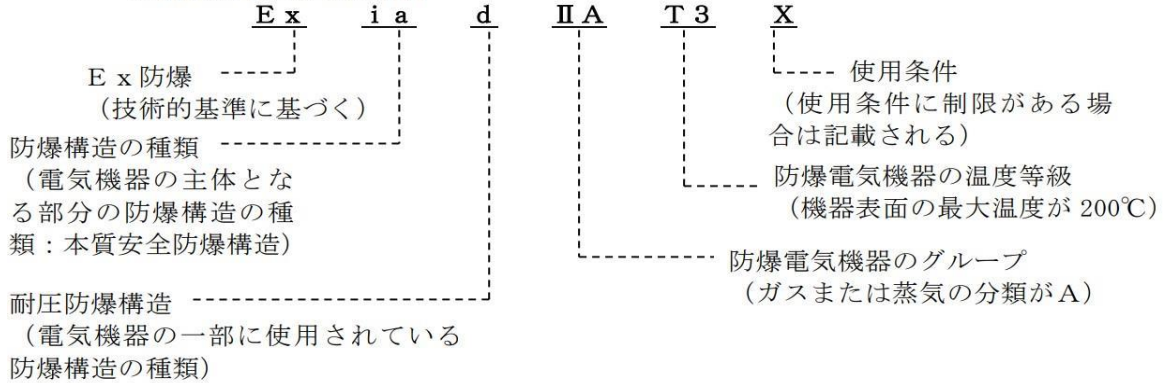
(5) 防爆構造等の記号の一括表示の例

防爆構造等の記号の一括表示する場合の例は次のとおりである。

構造規格による表示例



技術的基準による表示例



(6) 電気機器の防爆構造の選定

電気機器の防爆構造の選定は表 5 のとおりとするが、ゾーン 1 に安全防爆構造又は油入防爆構造の電気機器を設置する場合には、技術的基準に適合するもの (Exe、Exo) を設置する。また、通常において著しく可燃性蒸気等が発生又は滞留する場所は、ゾーン 0 として取扱い、設置する電気機器は、本質安全防爆構造 (ia、Exia)、樹脂充てん防爆構造 (ma) のものとする。

表 5 防爆構造の記号及び選定の原則

準拠規格	防爆構造の種類と記号	ゾーン 0	ゾーン 1	ゾーン 2
構造規格	耐圧防爆構造 d	×	○	○
	内圧防爆構造 f	×	○	○
	安全増防爆構造 e	×	△	○
	油入防爆構造 o	×	△	○
	本質安全防爆構造 ia	○	○	○
	本質安全防爆構造 ib	×	○	○
	樹脂充てん防爆構造 ma	○	○	○
	樹脂充てん防爆構造 mb	×	○	○
	非点火防爆構造 n	×	×	○
	特殊防爆構造 s	—	—	—
技術的基準	耐圧防爆構造 Ex d	×	○	○
	内圧防爆構造 Ex f	×	○	○
	安全増防爆構造 Exe	×	○	○
	油入防爆構造 Exo	×	○	○
	本質安全防爆構造 Exia	○	○	○
	本質安全防爆構造 Exib	×	○	○
	特殊防爆構造 Exs	—	—	—

備考 1 表中の記号 ○、△、×、—の意味は次のとおりである。

○印：適するもの

△印：法規では容認されているが、避けたいもの

×印：法規には明記されていないが、適さないもの

—印：適用されている防爆原理によって適否を判断すべきもの

備考 2 特殊防爆構造の電気機器は、他の防爆構造が適用される場合があり、その防爆構造によって使用に適する危険場所が決定される。

(7) 爆発性ガスの分類例

構造規格の分類例は表 6、技術基準の分類例は表 7 のとおりである。

表 6 爆発性ガスの分類例（構造規格）

発火度爆発等級	G1	G2	G3	G4	G5	G6
1	アセトン アンモニア 一酸化炭素 エタン 酢酸 トルエン プロパン ベンゼン メチルアルコール メタン	エチルアルコール 酢酸イソアミル 1-ブチルアルコール ブタン 無水酢酸	ガソリン ヘキサン	アセトアルデヒド エチルエーテル		亜硝酸エチル
2	石炭ガス	エチレン エチレンオキシド				
3	水素 水性ガス	アセチレン			二硫化炭素	

表 7 主な危険物の蒸気に対応した防爆電気機器の温度等級及びグループ記号（技術的基準）

物質名	温度等級	グループ記号	物質名	温度等級	グループ記号
アクリルアルデヒド	T3	II B	酢酸ペンチル	T2	II A
アクリル酸エチル	T2	II B	酢酸メチル	T1	II A
アクリル酸メチル	T2	II B	ジアセトンアルコール	T1	II A
アクリロニトリル	T1	II B	シアン化水素	T1	II B
亜硝酸エチル	T6	II A	ジアミノエタン	T2	II A
アセチルアセトン	T2	II A	2-ジエチルアミノエタノール	T2	II A
アセトアルデヒド	T4	II A	ジエチルアミン	T2	II A
アセト酢酸エチル	T3	II A	ジエチルエーテル	T4	II B
アセトニトリル	T1	II A	1, 4-ジオキササン	T2	II B
アセトン	T1	II A	1, 3-ジオキサラン	-	II B
アニリン	T1	II A	シクロヘキサノール	T3	II A
2-アミノエタノール	T2	II A	シクロヘキサノン	T2	II A
アンフェタミン	-	II A	シクロヘキササン	T3	II A
エタノール	T2	II A	シクロヘキシルアミン	T3	II A
エタンチオール	T3	II A	シクロヘプタン	-	II A
エチルシクロブタン	T3	II A	シクロペンタン	T2	II A
エチルシクロヘキササン	T3	II A	1, 2-ジクロロエタン	T2	II A
エチルシクロペンタン	T3	II A	1, 1-ジクロロエチレン	T1	II A
エチルベンゼン	T2	II A	1, 2-ジクロロプロパン	T1	II A
エチルメチルエーテル	T4	II B	0-ジクロロベンゼン	T1	II A

エチルメチルケトン	T1	II A	ジクロロメタン	T1	II A
2-エトキシエタノール	T3	II B	ジブチルエーテル	T4	II B
エピクロロヒドリン	T2	II B	ジプロピルエーテル	T3	II A
1,2-エポキシプロパン	T2	II B	N,N-ジメチルアニリン	T2	II A
塩化アセチル	T2	II A	P-シメン	T2	II A
塩化アリル	T1	II A	臭化エチル	T1	II A
塩化エチル	T1	II A	臭化ブチル	T3	II A
塩化ブチル	T3	II A	硝酸イソプロピル	T4	II B
塩化プロピル	T1	II A	硝酸エチル	T6	II C
塩化ベンジル	T1	II A	スチレン	T1	II A
1-オクタノール	T3	II A	石油ナフサ	T3	II A
オクタン	T3	II A	チオフェン	T2	II A
ガソリン	T3	II A	trans-デカヒドロナフタレン	T3	II A
ギ酸エチル	T2	II A	デカン	T3	II A
ギ酸メチル	T2	II A	テトラヒドロチオフェン	-	II A
物質名	温度 等級	グループ 記号	物質名	温度 等級	グループ 記号
O-キシレン	T1	II A	テトラヒドロフラン	T3	II B
クメン	T2	II A	テトラヒドロフルフリル アルコール	T3	II B
O-クレゾール	T1	II A	テレピン油	T3	II A
クロトンアルデヒド	T3	II B	ベンゾトリフルオリド	T1	II A
2-クロロエタノール	T2	II A	1-ペンタノール	T3	II A
クロロベンゼン	T1	II A	ペンタン	T3	II A
ケロシン	T3	II A	メタアルデヒド	-	II A
コークス炉ガス	T1	II B	メタクリル酸エチル	T2	II A
コールタールナフサ	T3	II A	メタクリル酸メチル	T2	II A
酢酸	T1	II A	メタノール	T1	II A
酢酸エチル	T1	II A	メチルシクロブタン	-	II A
酢酸ビニル	T2	II A	メチルシクロヘキサノール	T3	II A
酢酸ブチル	T2	II A	メチルシクロヘキサン	T3	II A
酢酸プロピル	T2	II A	メチルシクロペンタン	T3	II A
ピリジン	T1	II A	α -メチルスチレン	T1	II A
フェノール	T1	II A			
1-ブタノール	T2	II A			
N-ブチルアミン	T2	II A			

ブチルグリコレート	-	ⅡB
ブチルメチルケトン	T2	ⅡA
フラン	T2	ⅡB
1-プロパノール	T2	ⅡA
プロピルアミン	T2	ⅡA
プロピルメチルケトン	T1	ⅡA
プロピルメルカプタン	-	ⅡA
1-ヘキサノール	T3	ⅡA
ヘキサン	T3	ⅡA
2-ヘプタノール	-	ⅡA
2-ヘプタノン	T2	ⅡA
トリチルアミン	-	ⅡA
1, 3, 5-トリオキサン	T2	ⅡB
1, 2, 4-トリメチルベンゼン	T1	ⅡA
オ-トルイジン	T1	ⅡA
トルエン	T1	ⅡA
ナフタレン	T1	ⅡA
ニトロエタン	T2	ⅡA
ニトロメタン	T2	ⅡA
二硫化炭素	T5	ⅡC
ノナノール	T3	ⅡA
ノナン	T3	ⅡA
ヘプタン	T3	ⅡA
ベンゼン	T1	ⅡA

6 電気設備の防爆対策の特例（平成 31 年 4 月 24 日消防危第 84 号）

（1）換気装置とインターロックを持つ防爆対策の特例

建家の内部は、換気の種類によって、防爆危険個所の範囲が狭くなるか、より危険度の低い爆発危険個所となるか、あるいは非危険区域となる。したがって、全体強制換気又は局所強制換気を活用して爆発危険個所の種別及び範囲を低減するとともに、換気装置とインターロックをもたせることにより、一般の電気機器を使用することも可能である。

（2）ガス検知器とインターロックをもつ電気設備

爆発性雰囲気が存在する範囲が狭く、持続時間も短い場合は、放出源の周囲の環境をガス検知器で検知し、爆発性の濃度が爆発下限界の 25%

以下の場合に限り、ガス検知器とインターロックをもたせることにより、一般の電気機器を使用することも可能である。